

# 1 生徒指導の重点

## (1) 目標

学校目標「夢に向かって ふみ出す一歩」の具現化のために、より確かな児童理解と全職員の共通理解を基本にすえ、「自分の夢や目標の実現のために、課題に向き合う強い心を持ち、解決のために意欲的に取り組む児童を育てる生徒指導」を目指す。

### 《 指導の重点 》

- 1 自己有用感をはぐくむ集団づくり
- 2 校内外の安全なくらし
- 3 いじめ・不登校対策
- 4 基本的な生活習慣の定着
- 5 情報モラル教育

## (2) 児童の実態

### ① 自己有用感をはぐくむ集団づくり

本校の児童は、決められた事柄にしっかりと取り組もうとする児童が多く、爽やかなあいさつや受け答えをしようとする児童も多い。また、学校をより良くしたいという思いをもっている児童も多い。

しかし、集団の中でそれを行動に移したり、リーダーシップを取って周囲に呼びかけたりする児童は多くない。そのため、集団の中で自己有用感を感じるものが少なく、自己評価も低い傾向にある。これを本校の課題として全職員が意識し、児童が自由に自己表現することができて、お互いに認め合える人間関係づくりに力を入れる必要がある。

### ② 校内外の安全なくらし

各避難訓練がしっかり実施され、さらにそれに取り組む児童が真剣であり安全に対する意識は向上してきている。また、不審者対策に関しても、安全教室が開かれ、児童の意識も向上しつつある。

しかしながら、実際の自転車の利用の仕方には個人差があり、継続して交通安全の意識を高めていく必要がある。また、不審者対応についても、これまで以上に児童の対処法の選択肢を広げるような指導が必要である。

### ③ いじめ・不登校対策

現在、不登校の児童が1名おり、学級担任をはじめとしたチームで対応している。家庭と学校の間を絶やさず、そして関係機関と連携しながら解決の手立てを探っている。また、いじめに関しては、「いじめ防止基本方針」(別紙)に則り、未然防止に努めるとともに、いじめ発生時には組織的に対応できるようにする。

#### ④ 基本的な生活習慣の定着

就寝時間や起床時間がまちまちで、朝食を摂らずに学校に登校する児童や前日までの疲れを残したまま登校する児童がいる。生活習慣の乱れが学校生活に影響を及ぼしている児童もいることから、家庭と連携して基本的な生活習慣を定着させていく必要がある。

#### ⑤ 情報モラル教育

昨年度、4年生以上を対象とした「携帯電話等、インターネット利用実態調査」を行ったところ、約9割の児童が「自分専用のスマートフォンや携帯電話、通信機能付き端末」を所持していることがわかった。昨年度の調査では、ネットトラブルに巻き込まれた児童はいなかったが、調査の際に上がっていないだけで、実際には更に多くのトラブルが起こっていることが推測される。昨年度は3年生以上を対象に、「情報モラル教室」を開催し、インターネットやゲームとの上手な付き合い方を学んだ。さらに、家庭内での利用について、保護者と約束を決めていない児童が高学年になるにつれて増えていることも分かった。そのため、昨年度は、長期休みの前に「メディア利用チェック表」を配付したり、小中合同のノーメディアデーを設定したりして、各家庭でのメディア利用の約束を取り決める機会を設けた。学校から呼びかけることによって保護者のメディア利用に対する関心は少しずつ高まっていると感じる。

学校でも、ICT機器を活用するようになり、子どもたちにとってインターネットが今まで以上に身近なものになっている。今後何かしらのトラブル発生の可能性が危惧されるため、児童への情報モラル教育の必要性を感じるとともに、保護者に対するさらなる啓発が必要であると考えられる。

### (3) 具体的な目標

- ① 教師自らが心を開き、日常の人間的な触れ合いの中で、共感的理解と適切な対応に基づく指導・支援に努め、共感的な人間関係の確立を図り、児童一人一人に集団の中での存在感を感得させるとともに、他を思いやる心と態度を身に付けさせる。
- ② 発達段階に応じた具体的な安全指導を充実させ、児童の安全に対する意識を向上させるとともに、実践的な態度を育てる。
- ③ 全校体制による対応、関係機関との連携等による組織的・計画的な対応を心がけ、いじめや不登校の未然防止に努める。
- ④ 家庭との連携を図りながら、児童の基本的な生活習慣の定着に努める。
- ⑤ 家庭との連携を図りながら、携帯電話、ネットトラブル等の未然防止に努める。

#### (4) 目標達成のための方策

##### ① 自己有用感をはぐくむ集団づくり

###### ア 子どもたちの実態把握

- ・観察、学校生活におけるアンケート調査、教育相談等

###### イ 教師と児童との信頼関係づくり

- ・学級経営方針の発信、教育相談や個別指導、声かけ、細やかな気配り、児童を生かす学級活動

###### ウ 児童同士の間関係づくり

- ・学級活動の充実、構成的グループエンカウンターの実施、係活動を通じた人間関係づくり、縦割り活動（ゆりの木グループ）等がかかわる喜びを得ることができる活動の設定、全職員による適切な支援

###### エ 学級集団づくり

- ・共感的な学び合いのある授業、学級内の諸問題解決への努力、学校行事への積極的な取組

##### ② 校内外の安全なくらし

###### ア 命の重さを実感させる実効的な交通安全指導

###### イ 児童の危険回避能力の育成と不審者訓練の充実

###### ウ 校区内や通学路の危険箇所マップ作成と見直し

###### エ 地区子ども会の実施（年4回）

##### ③ いじめ・不登校対策

###### ア 子どもたちの実態把握

###### イ 孤立気味の児童への対応

- ・全職員による声かけ・教育相談の充実・保護者との連携

###### ウ 心情や態度を育む授業の展開

###### エ 子どもの情報を共有する体制の整備（児童を語る会の実施）

###### オ 組織的な対応の研修

###### カ 規範意識の醸成

##### ④ 基本的な生活習慣の確立

###### ア 子どもたちの実態把握

###### イ 徹底指導事項の確認

###### ウ 毎月の生活目標の掲示

###### エ 長期休業や大型連休前の「休み中のくらし」の発行

##### ⑤ 情報モラル教育

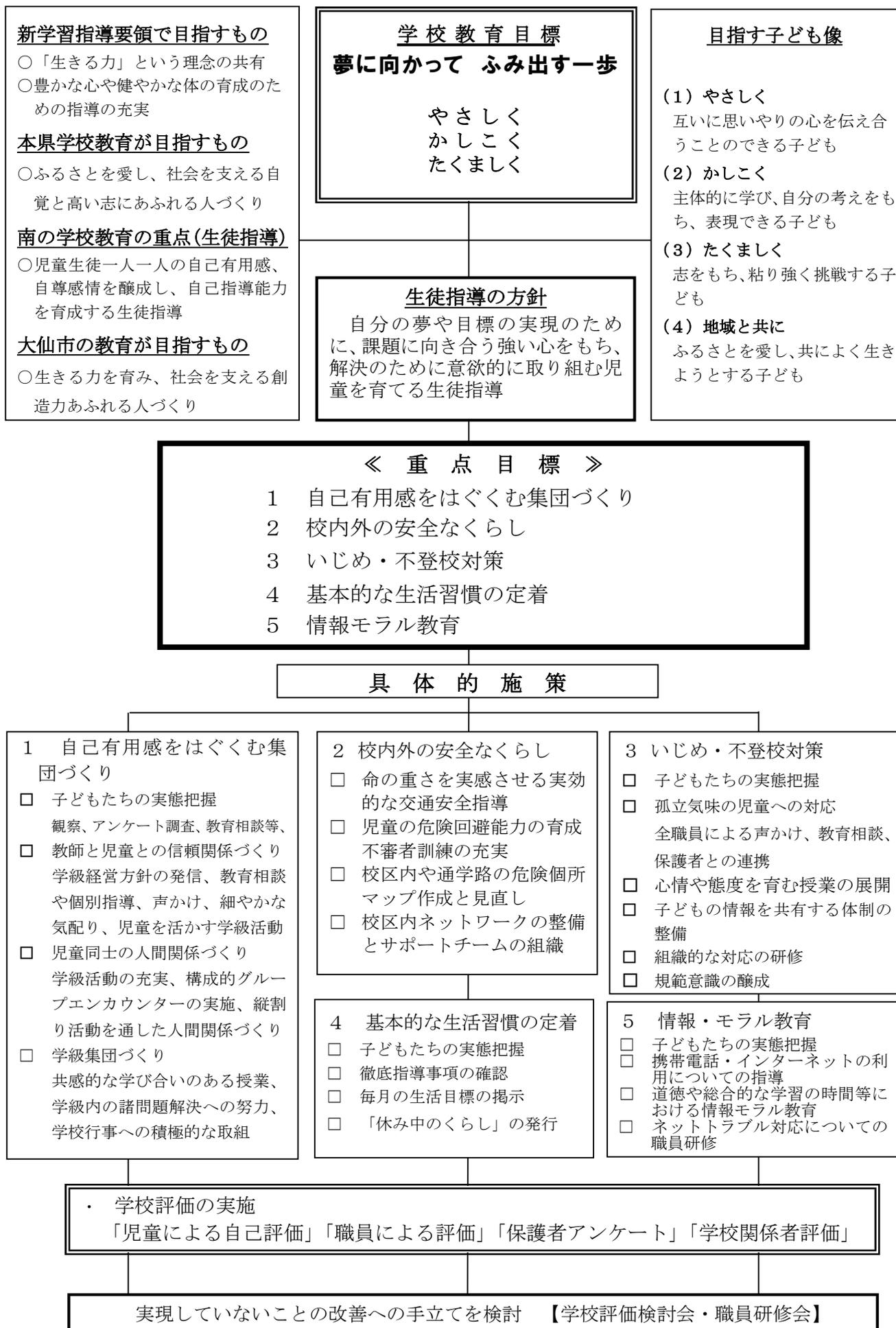
###### ア 子どもたちの実態把握

###### イ 携帯電話、インターネットの利用についての指導

###### ウ 総合的な学習の時間等における情報モラル教育

###### エ ネットトラブルの対応についての職員研修

## 2 生徒指導全体計画



### 3 年間指導計画(生徒指導)

月	重点目標	1 自己有用感をはぐくむ集団づくり	2 校内外の安全なくらし	3 いじめ・不登校対策	4 基本的な生活習慣の定着	(5 関連行事 情報モラル教育含)
4月	・新年度らしく、張り切って活動しようとする態度を育む ・交通安全指導の徹底を図る	・学級経営方針の発信 ・めあての設定	・安全な登下校 ・遊具の使い方	・いじめ基本方針、校内組織編成【P】	・気持ちのよいあいさつ	・登下校指導 ・交通安全街頭指導 ・交通安全教室(全校) ・1年生を迎える会
5月	・よりよい生活を創っていくための支援・指導に努める	・相手の心に届く言葉遣い	・連休の過ごし方 ・校内外での過ごし方	・日常観察【D】	・けじめのある生活	・SOSの出し方講座(5・6年) ・用水路での事故防止 ・避難訓練(地震)
6月	・思ったことや考えたことを実践に結びつける力を高める	・係活動・当番活動の工夫	・雨天時の安全な登下校 ・校内での過ごし方	・生活アンケート【C】 ・児童との個人面談【C】	・梅雨時の室内での生活の工夫	・交通安全教室(1・2年) ○情報モラル教室(5・6年) ・児童を語る会
7月	・自他の物を大切にす気持ちを高める	・生活のふり返り	・夏休みの過ごし方 ・公共施設の利用の仕方	・必要に応じて指導と面談【A】	・身のまわりの整理整頓 ・夏休みの生活設計	・夏休み中の安全指導 ・危険箇所の点検 ・保護者との面談 ・避難訓練 ・プール利用の指導
8.9月	・自発的に物事に取り組もうとする気持ちを高める ・交通安全指導の徹底を図る	・前期のふり返り	・健康と体力の増進 ・安全な登下校	・夏休み中の様子 聞き取り【C】 ・夏休み明けの様子 観察【C】	・望ましい生活習慣の定着	・交通安全街頭指導 ○職員研修(情報モラル教育) ・避難訓練(不審者)・児童引渡し訓 ・学習発表会
10月	・互いのよさを認め合いながら活動していくための支援・指導に努める	・めあての見直し ・学校行事への積極的な取組 ・係活動を通じた人間関係づくり	・秋休みの過ごし方 ・下校後の過ごし方		・気持ちのよいあいさつ	・帰宅時刻の指導 ○実態把握(情報モラル教育) ・なべっこ
11月	・落ち着いた生活を送ろうとする気持ちを高める	・落ち着いた生活 ・相手の気持ちを考えた行動	・校内での過ごし方 ・下校後の過ごし方		・学習習慣の確認	・児童を語る会
12月	・物を大切にするとともに、節度ある生活態度を育む	・生活のふり返り	・冬休みの過ごし方 ・公共施設の利用の仕方	・児童との個人面談【C】	・身のまわりの整理整頓 ・冬休みの生活設計	・暖房設備の取り扱い指導 ・避難訓練(雪害・火災) ・冬休み中の安全指導 ○保護者への啓蒙(情報モラル教育)
1月	・安全に配慮して生活しようとする意識を高める	・新年を迎えての希望 ・共感的な学び合いのある授業	・雪道の安全な登下校		・望ましい生活習慣の定着 ・室内での生活の工夫	・積雪時非常口の確保 ・登下校指導 ・シェイクアウト訓練 ・雪まつり集会
2月	・安全や健康に留意し、毎日の生活の充実を図る	・春からの生活のふり返り	・雪道の安全な登下校	・次年度の計画【P】	・望ましい生活のあり方	・換気指導 ・積雪時の危険箇所の把握 ・なわとび集会 ・児童会引き継ぎ式
3月	・お世話になった人や物に感謝する気持ちを育む	・お世話になった人や物への感謝 ・次年度への抱負	・融雪時の事故防止 ・春休みの過ごし方		・みんなで使ったものの整理整頓	・ありがとうウィーク ・6年生ありがとう集会 ・春休み中の安全指導

## 4 大仙市立四ツ屋小学校 いじめ防止基本方針

### (1) いじめの定義といじめ防止のための基本方針

#### <いじめ防止対策推進法 第2条より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめを行った児童についても心身の成長及び人格の形成を歪んだものにする可能性を含んでいる。

本校においても、「いじめはどの学校、学級でも、だれでも、いつでも起こりうる」「いじめのきっかけは、学校内外を問わずどこにでもありうる」「いじめは、どんなことがあっても絶対許されない行為である」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送ることのできる教育環境の実現をめざしていく。

また、すべての児童を対象として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に、組織をあげて取り組むために、「大仙市立四ツ屋小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

### (2) いじめ防止対策のための校内組織

#### ①生徒指導特別委員会

いじめ防止等の対策のために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、市のフレッシュカウンセラー、当該学級担任等で構成するいじめ不登校対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

#### ②児童を語る会

全教員が参加し、配慮を要する児童、最近気になる児童について、情報交換及び指導に関する共通理解を図る会として設置し、定例職員会議の後に実施する。また、年2回、拡大児童を語る会を実施する。

#### ③教育相談担当

主に保護者、学級担任等の不安や悩みに対して、問題の初期対応を図る窓口として設置し、適切なアドバイスをすることを目的とする。内容に応じて、教務主任、生徒指導主事、養護教諭が担当する。また、県及び市のフレッシュカウンセラーの活用を必要とする場合においては、教頭がこれにあたる。

### (3) いじめ未然防止のための取組

#### ①学級経営・教科指導の充実

- 児童一人一人が信頼関係を築き、所属感を高める学級経営をする。
- 学級活動を充実させ、学級づくりへの参画意識を持たせる。
- 教育相談等を通して児童理解に努め、児童の変化を見逃さない観察力を養う。
- わかる・できる授業の実践を積み重ね、成就感や達成感がもてる授業改善を図る。

## ②道徳教育の充実

- 道徳の時間の指導を通して、児童の自己有用感、自己肯定感を高める。
- すべての教育活動において道徳教育を実践し、生命尊重、人権尊重、思いやりの心等を育てる。

## ③ふるさと教育、キャリア教育をベースとした体験的活動の充実

- 明るく楽しい学校生活を送るための自主的、実践的な児童会活動を充実させる。
- 学年の枠を超えて望ましい人間関係を築く縦割り活動や学校行事を充実させる。
- 学校、学区を飛び出した豊かな体験活動を設定し、多くの人との交流を通して、人と関わる力を養う。

## ④情報モラル教育の充実

- インターネットや情報端末、ゲーム等における危険性をしっかりと理解させる。
- ネットへの誹謗中傷や悪口の書き込みもいじめであることの認識をさせる。

## ⑤教職員の資質向上と関係機関との連携

- いじめに関わる研修の充実を図る。(外部研修等の情報共有)
- 市教委や各学校、園との情報共有をし、関係機関との連携を強化する。

## (4) いじめ早期発見のための取組

### ①学校における日常観察

- 朝の会、健康観察、帰りの会等で、児童の様子を観察する。
- 児童の変化について、必要に応じて専科教員や養護教諭との情報交換を行う。

### ②保護者面談週間、児童面談週間の設定(6月、12月)

- 児童の悩み、困りごとの有無を把握し、あれば適切なアドバイスや指導を行う。
- 学級内のいじめに関する情報等を聞き取る。

### ③いじめアンケートの実施(年2回)

## (5) 家庭・地域への啓発と協力依頼

- いじめ防止基本方針を公表し、家庭や地域の役割について理解してもらう。
- 情報モラルへの関心を高め、家庭における指導や約束について考えてもらう。
- 家庭や地域に以下の5項目について協力依頼する。

- ① いじめの疑いや兆候のある場合(目撃を含む)は、学校に情報提供する。
- ② よくない行為を目撃したら、地域の子どもとして毅然と指導する。
- ③ 自分の子どもに対して、しつけや指導を逸脱するような言動は慎む。
- ④ 自分の子どもに、ほかの子どもの悪口を聞かせない。
- ⑤ 第三者の前で、ほかの子どもの悪口、人格を否定するような言動は絶対にしない。

## (6) いじめ発生における早期対応

- ① いじめの疑いがある場合、あるいはいじめに関する相談・報告を受けた場合は、管理職に報告するとともに、速やかに事実関係を確認し、事実の共有を図る。
- ② いじめを確認した場合は、生徒指導特別委員会において対応を協議し、その方針に従って再発防止に努めるとともにいじめを受けた児童及び保護者に対する教育的支援と、いじめを行った児童及び保護者への指導・助言を継続的に実施する。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育が受けられるように、保護者と連携を図りながら必要な対策を講ずる。必要に応じて、関係機関からの協力を得る。
- ④ 上記の一連の経緯を市教委に報告し、助言をもらう。

## (7) 重大事態の定義とその対応

### <いじめ防止対策推進法 第28条より>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (※相当の期間とは年間30日を目安とするが、個別のケースにより判断する。)

- ① 重大事態を確認した場合、速やかに市教委に報告し、その指示を仰ぐ。
- ② 市教委と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
- ③ 上記組織が中心となり事実関係を詳細に把握する。関係機関との連携を図り、相互の情報共有を適切に行うとともに、その経緯について記録する。
- ④ 内容が犯罪と認識できる重大な事案は、市教委に報告の上、所轄の警察署に通報し、速やかに必要な対処をする。
- ⑤ いじめを受けた児童への十分なケアを行うとともに、保護者に対して事実関係を含む必要な情報を適宜提供する。